



平成30年4月12日

株式会社岩手銀行

「遠野市賃貸住宅整備資金利子補給制度」の取扱いについて

株式会社岩手銀行（頭取 田口幸雄）は、岩手県遠野市（市長 本田敏秋）と「地方創生に関する連携協定」を締結しておりますが、地方創生推進の一環として“しごと”が“ひと”を呼び込む“まち”の活性化を目指し、遠野で働くために、遠野に移り住む方々の生活拠点となる賃貸住宅の整備促進を目的として、弊行は、この度「遠野市が定める利子補給制度」に協力することになりましたので、お知らせいたします

記

1. 制度概要

遠野市内で賃貸住宅を新たに建築またはリフォームを行う場合、弊行から借入れする賃貸住宅整備資金に係る利息額に対し、遠野市が利子補給金を交付する制度です。

2. 内 容

- (1) 名 称 遠野市賃貸住宅整備資金利子補給制度
- (2) 対 象 者 遠野市内に在住している個人または遠野市内に事業所を設置する中小企業等
(※市が対象者と認めた先)
- (3) 対 象 融 資 額 1億円以内（1億円を超える部分は利子補給の対象外）
(※H29.4.1からH33.3.31までに弊行と融資契約を締結したもの)
- (4) 対 象 物 件 遠野市内に新築またはリフォームをする賃貸住宅
(※H30.1.1からH32.12.31までに工事完了と登記されたもの)
- (5) 利 子 補 給 率 年利1.0%以内 最大15年間
- (6) 受 付 期 間 平成30年4月1日～平成33年3月31日
- (7) 取 扱 支 店 株式会社岩手銀行 遠野支店

3. 遠野市申請窓口

遠野市産業部商工労働課

電話 0198-62-2111（代表）内線371

以 上

<本件に関するお問合せ先>

法人戦略部 公務・地方創生室 菊田 電話 019-623-1111（代表）内線2583